

第 5534 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月19日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 上場有価証券の評価損

Q：上場有価証券の評価損が認められる場合があるそうですが、どのような場合ですか？

A：次のような場合です。

【解説】

上場有価証券の評価損は、事業年度終了の時における有価証券の価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれない場合にその計上が認められます。

また、この場合の回復が見込まれるかどうかの判断は次によります。

- ①必ずしも株価が過去2年にわたり帳簿価額の50%程度以上下落した状態でなければ損金算入が認められないというものではないこと
- ②回復可能性の要件の判断基準として一定の形式基準を策定し、税効果会計等の観点から自社の監査を担当する監査法人から、その合理性についてチェックを受けて、これを継続的に使用するのであれば、税務上その基準に基づく損金算入の判断は合理的なものと認められること
- ③翌事業年度以降に株価の上昇などの状況の変化があったとしても、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はないこと

